

日本膜学会会則の一部改正について

新旧対照表

平成27年5月15日（下線は改正箇所を示す。）

現行条文	改正後
<p>第4章 役員</p> <p>第17条 本会に次の役員を置く。</p> <p>会長 1名</p> <p>副会長 2名</p> <p>理事 <u>7名以上13名以内</u></p> <p>監事 2名</p> <p>評議員 <u>30名以内</u></p> <p>顧問 若干名</p>	<p>第4章 役員</p> <p>第17条 本会に次の役員を置く。</p> <p>会長 1名</p> <p>副会長 2名</p> <p>理事 <u>10名以上15名以内</u></p> <p>監事 2名</p> <p>評議員 <u>25名以上35名以内</u></p> <p>顧問 若干名</p>

役員選任細則・投稿規定の一部追加文言修正について

新旧対照表

平成27年6月19日改定（下線部分）

現行	改正後
<p>役員選任細則</p> <p>（第7条まで）</p> <p>投稿規定</p> <p>3. 著作権</p> <p>「膜」誌に掲載された論文の著作権（既存の、もしくは将来発明・開発されるすべての媒体・手段によって公表・公開する権利ならびに翻訳権を含む）は、日本膜学会に帰属する。従って、外部からの転載または引用の申請があった時は、編集委員会において検討のうえ許可することがある。投稿者は、その著作権の日本膜学会への移転を了承し、著作権譲渡同意書を投稿時に日本膜学会に提出する。なお、著作権譲渡同意書は学会ホームページ（http://www.maku-jp.org/copyright_J.pdf）からダウンロードされたい。</p>	<p>役員選任・任期細則</p> <p>第8条 <u>役員</u>の任期は、<u>定期総会終結後から翌々年の定期総会終結時までの2年間とする</u></p> <p>投稿規定</p> <p>3. 著作権</p> <p>3.1 著作権の譲渡</p> <p>「膜」誌に掲載された論文の著作権（既存の、もしくは将来発明・開発されるすべての媒体・手段によって公表・公開する権利ならびに翻訳権を含む）は、日本膜学会に帰属する。投稿者は、その著作権の日本膜学会への移転を了承し、著作権譲渡同意書を投稿時に日本膜学会に提出する。著作権譲渡同意書は学会ホームページ（http://www.maku-jp.org/copyright_J.pdf）からダウンロード下さい。なお、外部から「膜」誌に掲載された図表の転載の申請があった時は、編集委員会において検討のうえ許可することがある。転載希望者は所定の転載許可申請書を日本膜学会事務局に提出するものとする。転載許可申請書は学会ホームページ（http://www.maku-jp.org）からダウンロードまたは事務局にご請求下さい。</p> <p>3.2 他誌からの転載</p> <p>他誌などに掲載済みの自身あるいは他者の図表を「膜」誌に使用する場合は、執筆者の責任において当該の雑誌から転載許可を得ておく。</p>